

## ひょうご消費者ネットNo.17

### 「地方消費者行政推進交付金と消費者団体制度」

理事長 山崎 省吾



#### 1、理事長を退任します。

突然ですが、山崎はこの5月でひょうご消費者ネットの理事長を退任します。

本当は、「突然のこと」では無くて、就任してから3年たったら理事長職を交替するといっていたのです。3年間限定だから限られた時間一生懸命に仕事をやりきろうとの思いでした。山崎のしたことは、ひょうご消費者ネットをつぶさなかったことが一番ですが、ほかに、ひょうご消費者ネットのメンバー間の結束を強めて活動が楽しくなるように配慮したこと、ひょうご消費者ネットの名前と信用を少し高めたこと、他の適格消費者団体や消費者庁・地方消費者行政・コープこうべなどとの連携を深めたこと、です。おかげで今年5月の次回認定更新はどうやらスムーズにいきそうです。

後任の理事長は、鈴木尉久専務理事（弁護士）になることが内定しています。

実は、3年前の認定更新時点で、ひょうご消費者ネットは適格消費者団体の認定が更新されずにそのためにほぼつぶれるような危機的状況にありました。

山崎は兵庫県の消費者のためには、なんとしてもこのひょうご消費者ネットをつぶすわけにはいかない、なんとか認定更新できるようにあらゆる手を使って立直しを図ってきました。懇意の兵庫県選出の国会議員に頼んで消費者庁に圧力をかけたりもしました。そのうちに、ライザップ事件などで起死回生の成果を出せたりしたのです。

いまでは、ひょうご消費者ネットは相変わらず財政的基盤は弱小ではあるものの独自の存在価値を内外に発揮しています。オーストラリアやシンガポール・韓国などの消費者団体とも交流が来ました。

理事も検討委員もみな仲がよくて、あいかわらずボランティアベースながら種々の活動に邁進しています。懸案の財政基盤にしても少しずつ改善されてきています。山崎は、何とかリリーフの役割を果たしたことから次の仕事にかかろうと思うのです。

## 2, 次の仕事

次の仕事とは、日弁連消費者問題対策委員会の副委員長として、弁護士会の制作を国政に反映するためのシステムを構築するためのロビイ活動をすることです。ロビイ活動の方向性は、「消費者団体の強化」に方向を定めています。一国の消費者のパワーは消費者団体によって作り上げられるからです。消費者団体をないがしろにしている国に本当の意味の消費者運動は存在しないのです。これを果すために次の1年間を頑張りたいのです。

さらに、その1年後には、山崎は、兵庫県弁護士会に戻って、消費者をめぐる5つのパワーを兵庫県レベルで結びつけたいのです。5つのパワーとは①弁護士会・司法書士会の専門家集団、②消費者団体、③消費者行政、④学者、⑤政党です。そしてこのほかに⑥良心的企業団体との連携があります。これら5～6つのパワーの連携について「兵庫モデル」を構築したいと思っていますのです。

山崎はもう63歳です。残された時間は余りありません。老醜をさらす前に何とか、やるべきことを果したいと思っています。

だからこそ、私よりも若くて堅実な鈴木専務理事に次の理事長職を任せるのです。但し、全面的にひょうご消費者ネットから引退するものではありません。山崎のホームベースはひょうご消費者ネットなのです。兵庫の消費者のためには適格消費者団体ひょうご消費者ネットは全てのスタートラインなのです。出来るだけのことはしなければならぬと思っています。

## 3. 地方消費者行政推進交付金について

ところで、皆さんは「地方消費者行政推進交付金」という制度をご存じですか。

これは、地方消費者行政を財政的に支えるために国が地方公共団体に交付している財政措置です。この交付金は150億円の地方消費者行政の財源のうち3分の1の50億円を占めているのです。いま、市町村レベルでも消費者センターが作られていて、そこに相談員が配置されて消費者被害の相談と救済にあたっていますが、それもこれもこの制度が存在してこの交付金から「相談員の人件費を賄ってよい」ということになっているからです。地方の市町村では、この「地方消費者行政推進交付金」がなければ活動の大きな部分がとまってしまうほどの大きな意義を持ちます。この「地方消費者行政推進交付金」は「色の付いたお金」です。つまり消費者行政に使うことが予定されているお金なのです。消費者庁が出来たときに、なんとか地方消費者行政を充実させたいとこの推進交付金の前身たる「地方消費者行政活性化交付金」が作られました。この時点では福田内閣の消費者重点政策をうけて、財務省は渋々活性化交付金を認めたのでした。ところが、その後の内閣は消費者をあまり重視してきませんでした。消費者を保護しても金にならな

いし票にもならない。中央も地方もともに、消費者問題を次第に置去りにしてきたのです。消費者被害が大きいからしぶしぶ対処を迫られているだけです。消費者問題は「ナショナルミニマム」（国家の最低限の政策）であるとの意識が乏しいのです。他の欧米諸国やオーストラリア・シンガポールなどと違って、消費者保護は国家の責任だという意識が乏しいのです。

それゆえに、地方消費者行政は、消費生活センター・相談窓口の増加はあっても、相談受付件数の増加に連動していないのです。なんとしても、人材の育成をしなければなりません。地域連携体制の強化を果さねばなりません。そのためにはこの「地方消費者行政推進交付金」制度は存続させるのみならず拡充しなければなりません。現在の国家予算30億円、補正予算20億円（合計50億円）を拡充しなければ地方消費者行政の現在の役割は維持できません。

ところが、この「地方消費者行政推進交付金」は、平成29年度で新規事業は終了し、そもそも平成37年から39年度にはこの制度自体が終了するというのです。この「地方消費者行政推進交付金」に替る制度は現在全く作られていません。このまま無策に終ると、地方消費者行政は壊滅的打撃を受けてしまいます。まさかそんなことはないだろうと皆さんは思っているかもしれませんが、しかし、本当に「現在は無策」なのです。兵庫県の課長も消費者庁の官僚も、この話になると目をそらせます。消費者庁は財務省と比べて圧倒的に弱い省庁です。総理大臣の意向次第で、地方消費者行政はあっという間に壊滅するのです。

何とかしなければなりません。地方消費者行政は、ある意味「国家政策」なので、国が財政的基盤を充実させる責務があるはずですが、地方公務員は地方財源で賄うべきだとの建前論では全く機能しません。消費生活相談情報のP I O - N E T登録、重大事故情報の通知、法令違反業者への行政処分などは国の事務処理の分担の性質を有する事務であり、これについては「ナショナルミニマム」として国家が支弁すべきものなのです。

これまで、日本の消費者保護は世界と違って「行政中心で行われてきた」と指摘しました（通信14号理事長の言葉「日本の消費者団体制度（その3）参照）。その地方消費者行政がいま制度的に何らの担保もないまま危機に陥っているのです。このことをいま発言しているのは私と他に数人しかいません。そこで、今月、私が部会長を務める「日本弁護士連合会消費者問題対策委員会・消費者行政部会」では、「地方消費者行政の体制・機能の強化を求める意見書」をとりまとめ日弁連で採択直前の状況になっています。採択されたら全面的にこれをもってロビイ活動をするつもりです。

ひょうご消費者ネットが昨年も今年も年3～4回のシンポジウムをひらけるのも、この「地方消費者行政推進交付金」からの事業援助があるからなのです。これが失われることをしっかりと想像して、きちんとこの制度の存続を果すべく声を上げるべきなのです。

#### 4, 日本の消費者団体制度について

日本の国家にこのような「消費者行政をあっという間に危機に陥れる権限」を与えているのは、日本の消費者保護制度が他国と比して立ち後れているからです。

「消費者市民社会」の理念はまだまだ定着していません。むしろ、責任を国ではなく、消費者個人に押しつける理論になってしまっているようです。

日本の消費者が壁際に追いやられているのは、日本の消費者が「政治的パワー」を持っていないからです。日本の消費者が「政治的パワー」を持つためにはどうしても消費者団体の力を強くして、5つのパワー①弁護士会・司法書士会、②消費者団体、③消費者行政、④学者、⑤政党と⑥良心的企業団体と互いに連携して消費者の声を国政に届ける必要があります。消費者をないがしろにした議員や大臣はやめさせるほどの力が必要です。そのために消費者団体の力が強くならねばならないのです。そのことを山崎は何度かの海外視察で学びました。地方消費者行政推進交付金を恒久財源にするのと同時に、適格消費者団体の財政的援助を恒久財源とするべきです。

#### 5, 課題の回答について

これまで、①日本の消費者団体制度はどうなっているか②世界の消費者団体制度はどうなっているか③我が国に「適格消費者団体制度」がつけられた理由と経緯はどうか④適格消費者団体の制度の概要について⑤消費者団体訴訟制度・差止め請求訴訟制度とはどういうものか⑥「集団的消費者被害救済制度」とはどういうものか⑦日本の消費者団体制度はどうあるべきか⑧ひょうご消費者ネットの目指す道はどうか・・・を順次お話ししていきたいと思っていました。しかし、あんまり時間がないので、回答を私なりにいっておきます。



①日本の消費者団体制度はまことに弱小であり、財政的基盤もなく、連携もしていないので未だ消費者の意見を代表しているとはいえない。その意味で日本はまことに消費者後進国である。②世界の消費者団体はあるいは国家の支援を受けてあるいは何百万人もを会員を抱えて財政的基盤を充実させて消費者の声を代表して消費者のために政治活動を行っている。③我が国に「適格消費者団体制度」がつけられた理由は消費者のパワーの結節点ではなく、差止め訴訟や集団的被害回復訴訟など、本来は国家がなすべき消費者保護を民活の名の下に民間に委ねて責任逃れをするための制度に成下がっている。

④そこで、いまの適格消費者団体制度は弱小でボランティアベースであり消費者にとって周知性も無く、まだまだまったく頼りにならないしなりそうもない。⑤消費者団体訴訟制度・差止め請求訴訟制度はまだまだ全く弱い。そもそも、相談機能やロビイ活動機能、消費者の意見を集約できる機能を持った大きな消費者団体が悪質企業に対する最終手段・伝家の宝刀として行使するのか消費者団体訴訟制度・差止め請求訴訟制度でなければならぬ。原状とは偉い違いである。⑥「集団的消費者被害救済制度」はまだまだクラスアクションになるには乏しい。穴だらけの制度である。⑦日本の消費者団体制度については国家がキチンと国費で支援するべきである。そして、各団体がその地域の消費者の意見を代表し、直ちに悪質業者に対抗できるだけの執行力と相談体制を持たせるべきである。⑧ひょうご消費者ネットの目指す道はまだまだ遠いが、この方向で頑張りたい、ということになります。

## 6、国家の品格について

そもそも、消費者被害がはびこり、悪質業者が高齢者などの脆弱な消費者を食い物にするような国家は到底先進国とはいえません。消費者問題についていえば、日本はむしろ全くの後進国なのです。オーストラリアからは「20年の遅れ」で、韓国からも「10年くらい」遅れています。金にならなかつたり票にならないからといって、消費者被害を放置しているような国では「国家としての品格」に欠けると思います。今後の山崎の戦いは、ある意味では「国家の品格」を取戻すための戦いと思っています。今回は、理事長としての本当に最後の言葉になります。長い間ありがとうございました。

以上

## 「消費生活情報等の提供と利用に関する覚書」

締結の件について、2017年4月1日、ひょうご消費者ネットと兵庫県知事との間で、ひょうご消費者ネットの差し止め請求権の、適切な行使に資するための情報提供の「覚書」が締結されました。覚書締結により、ひょうご消費者ネットの差止請求権行使のために必要な情報が、一定のルールのもと、兵庫県が集積した膨大な消費生活相談情報等から得ることが可能となります。また、兵庫県サイドにとっても「適格消費者団体の差止請求権」と言う武器を持つ、専門家集団ひょうご消費者ネットのパワーを、県民のために積極的に活用できるようになります。「覚書」の第8条に「連携の促進」と言う項目が立てられています。両者の間で「随時意見交換を行うなど、必要な連携に努める」という、この項目の中身を、密接で濃いものにしていくことが大切であると考えています。小さな苦情端緒情報が、消費者被害の拡大を事前に防止する。この基本的な原則に立ち返り、「覚書」を生かして、より積極的な差止請求活動に取り組んでゆきます。

藤原正治

## 消費生活相談情報等の提供と利用に関する覚書

兵庫県（以下「甲」という。）と適格消費者団体 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「乙」という。）とは、消費生活相談に関する情報の提供と利用に関し、以下のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第4項に規定する適格消費者団体である乙による差止請求権の適切な行使に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) P I O—N E T情報 全国消費生活情報ネットワーク・システムに登録された、差止請求対象事業者（以下「当該事業者」という。）に係る相談件数並びに個別相談事例の「受付年月」、「件名」、「相談概要」及び「情報番号」に関する情報をいう。
- (2) 消費生活相談情報 甲が設置する消費生活センターが消費者から受け付けた消費生活相談に関する情報であって、P I O—N E T情報及び相談に付随して入手した当該事業者が作成した資料（広告・宣伝物、契約書、約款、和解書等）をいう。
- (3) 行政措置情報 甲が特定商取引に関する法律（昭和61年法律第57号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び兵庫県消費生活条例（昭和49年条例第52号）に違反する事業者に対して実施した行政処分に関する情報をいう。

### （消費生活相談情報の請求及び提供）

第3条 乙は、消費生活相談情報の入手を必要とするときは、消費者契約法第40条及び同法施行規則（平成19年内閣府令第17号）第30条の規定に基づき、甲に申請書を提出するものとする。

- 2 甲は、乙に消費生活相談情報を提供するときは、相談者から甲に提供された資料に関し、乙に提供することについて相談者の同意を得るものとする。
- 3 甲は、相談者が特定できないよう相談者の氏名、住所、連絡先等を削除し、乙に対し、情報を提供するものとする。

### （追加情報の請求及び提供）

第4条 乙は、甲から提供された消費生活相談情報に関し、相談者からの追加情報の入手を必要とするときは、あらためて甲に申請書を提出するものとする。

- 2 甲は、当該申請に係る相談者の同意が得られた場合に限り、乙に対し、相談者の氏名及び連絡先に関する情報を提供するものとする。

(行政措置情報の請求及び提供)

第5条 乙は、行政措置情報の入手を必要とするときは、甲に申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき乙から申請書の提出を受けたときは、乙に対し、情報を提供するものとする。

(提供された情報の活用範囲)

第6条 乙は、甲から提供された消費生活相談情報及び行政措置情報を、差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(提供された情報の管理及び保存)

第7条 乙は、甲から提供されたP I O—N E T情報、消費生活相談情報及び行政措置情報について、乙の差止請求関係業務規程(平成26年3月実施。以下「規程」という。)第52条に定める「行政提供情報」とし、規程第5章及び第6章に基づき適切に管理保存を行うものとする。

(連携の促進)

第8条 この覚書の適切かつ効果的な運用に資するため、甲乙間で随時意見交換を行うなど、必要な連携に努めるものとする。

(改廃)

第9条 この覚書の改廃については、甲乙間で協議の上決定する。

2 乙は、この覚書に引用する規程の条文を改廃したときは、その旨をすみやかに甲に報告し、本覚書の改廃について協議する。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関する疑義が生じたときは、甲乙間で協議し解決する。

上記の覚書を証するため、本覚書2通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県  
代表者 兵庫県知事 井戸 敏三

乙 所在地 神戸市中央区下山手通5-7-11  
兵庫県母子会館2階C  
名称 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
代表者 理事長 山崎 省吾

## 『地方消費者フォーラム in ひょうご』を開催しました

平成 29 年 2 月 20 日、兵庫県農業会館において『地方消費者フォーラム in ひょうご』を行い、近畿各府県を中心に消費者団体、行政、企業、学生など 244 名が参加する大きな集まりとなりました。このフォーラムは地域における多様な主体の交流・連携を促し、安全・安心な消費生活の実現に資することを趣旨に、消費者庁と地域実行委員会により平成 22 年度から全国 8 ブロックで実施されています。

7 年目となる今年度は、近畿ブロックで初めて兵庫県での開催となり、事務局に C・キッズ・ネットワークと兵庫県生活協同組合連合会が、開催支援業務をひょうご消費者ネットがそれぞれ担当するという体制で行いました。昨年春ごろからの準備でしたので、ほぼ 1 年がかりのプロジェクトでした。

今年度のフォーラムはテーマを「広げよう地域へ！つなげよう世代を超えて！」と決め、高齢化しつつある消費者団体の活動に新風を吹き込むべく、学生の参加を促しました。具体的には、上映会「チェンジメーカーズ ～消費者の権利のための闘い」の日本語版制作に携わった大学生（制作当時は高校生）のインタビュービデオや、壁新聞リレー紹介での「学生団体スマセレ」の活動報告、兵庫県の取組報告では「くらしのヤングクリエイター」活動の披露などをしてもらいました。これらは他の参加者にも大きなインパクトとなったようで、フォーラム後半のワークショップでは、「高齢者問題が多いなか、若い世代の活動が新鮮だった」「若い人のパワーに期待したい」などの声を多くいただきました。

このフォーラムでは、前半でさまざまな消費者団体が活動をリレー形式で発表し、県・市・地区レベルでの各種主体が連携する具体的な取り組みの報告などを行います。特にリレー紹介のコーナーは例年になくバラエティに富んだ発表となり、寸劇あり、ダンスあり、クイズありと出席者を居眠りさせない工夫がされていました。後半は 5～8 人の少人数グループに分かれて「今日学んで、気づいたことは何ですか？」をテーマに参加者が意見を交換します。24 グループそれぞれに今日のプログラムから感じたことを話し合い、白熱した議論を交わすグループもあり、会場は熱気に包まれました。

今回はワークショップに時間を確保したことで、演壇からのお話を一方的に聞く会ではなく、全員参加型の会になったのではと思います。それは、会場から出てこられた参加者のみなさんの顔が一様に明るかったことでもわかりました。日頃はそれぞれの地域で活動している個人が、住む地域も世代も違う人々と出会う貴重な体験をしていただけたこと、またそのような場を提供できたことをうれしく思います。

金山順子



## 「ひょうご消費者セミナー2016」開催について

### スマホ・ケータイに使われていませんか？～情報という名の落とし穴

3月1日(水)、兵庫県農業共済会館にて、消費者支援機構関西(KC's)、ひょうご消費者ネット、生活協同組合コープこうべ、兵庫県生協連の4者共催「ひょうご消費者セミナー2016」を開催しました。

このセミナーは、「適格消費者団体」や「消費者団体訴訟制度」についての理解を深めるとともに、幅広い世代の消費者が「差し止め訴訟」などを学ぶもので、113人が参加しました。



講師の話に聴き入る参加者



ひょうご消費者ネットの報告



展示コーナー（ひょうご消費者ネット）



講演される篠原嘉一氏

冒頭、主催4団体を代表し、兵庫県生協連の野間が挨拶をさせていただきました。

続いて、篠原 嘉一氏が「スマホ・ケータイに使われていませんか？～情報という名の落とし穴」と題して、スマートフォンを使って、様々なアプリのリスク

についてお話しされ、参加者は知らなかった機能やリスク、小・中・高校での実践教育の話にどんどん引き込まれ、あっという間に講演終了時間となりました。

その後、NPO法人ひょうご消費者ネット 専務理事 鈴木 尉久氏が「健康食品販売会社のお試し？実は定期購入の改善の取り組み」について、またNPO法人消費者支援機構関西(KC's) 袋井 邦昭氏が「健康食品事業者に対する差し止め請求」について、それぞれの取り組みを報告しました。今回のセミナーは、参加者の満足度の高い企画となり、次年度の第10回につながるセミナーとなったと思っています。

兵庫県生活協同組合連合会：野間



花水木（ハナミズキ）

#### 五月の花



杜若（カキツバタ）

## 消費者委員会の窓

今回は、消費者委員会のアウトラインとふいに非常勤の国家公務員となった大森の戸惑いの日々をご紹介します。今回からは具体的にお仕事の内容についてご紹介したいと思います。今回は建議についてお話ししたいと思います。消費者委員会では消費者問題について調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行います。具体例の1つ「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議（2017年1月31日）」をご紹介します。

そもそもの発端は公益社団法人に認可を受けていた日本ライフ協会が利用者の預託金を事業等に流用していたことが発覚、その後経営破綻したため、預託金は返還不能になった事件です。

### 身元保証等高齢者サポート事業とは、高齢者に対して

- ① 元保証サービス（病院入院・福祉施設等へ入所、賃貸住宅入居時などの身元保証など）
- ② 日常生活支援サービス（買い物支援、通院などの日常生活サポート、安否確認、危篤時の親族への連絡など）
- ③ 死後事務サービス（病院・福祉施設等の費用の精算代行、遺体の確認・引取り、居室の原状回復、残存家財・遺品の処分、ライフラインの停止手続き、葬儀支援など）

の内のうち、少なくとも①又は③のサービスを提供する事業と定義しています。

### 身元保証等高齢者サポート事業には下記のような問題点や課題があります。

- ・契約内容の複雑さ・不明確さ
- ・利用者の判断能力の低下・死亡による契約の履行確認の困難さ
- ・預託金が適正に管理されない恐れ  
→消費者被害が発生しても、利用者が被害を訴えにくい
- ・事業を所管する省庁が不明確
- ・事業者を把握する制度がない
- ・業界団体が組織されていない  
→事業の実態を把握することが困難

身元保証等高齢者サポート事業は、高齢化社会の進展に伴い新たに生まれてきたサービスであり所轄省庁も明確ではないので、このまま放置すれば日本ライフ協会と同様の消費者被害が発生や、悪質業者による預託金詐取などの消費者被害の温床になる恐れがあります。そこで消費者委員会は関係省庁などとのヒアリングを重ねて以下の建議を発出しました。

### 建議事項 1

厚生労働省及び消費者庁は、身元保証や死後事務等を行う身元保証等高齢者サポート事業による消費者被害を防止するため、以下の取組を行うこと。

- (1) 厚生労働省は、身元保障等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、一人暮らしの高齢者等が安心して生活を送ることができるようにするなど高齢者の福祉の観点から、その実態把握を行い、身元保証等高齢者サポート事業を行う事業者に対し適切な指導監督を行うことができるよう、制度整備に向けた措置を講ずること。
- (2) 消費者庁は、厚生労働省において上記(1)の措置を講ずるに当たり、厚生労働省及び経済産業省その他の関係行政機関と必要な調整を行うこと。

## 建議事項 2

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

(1) 病院・福祉施設等の入院・入所に際し、身元保証人等がないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・福祉施設等及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・福祉施設等が身元保証人等のいないことのみを理由に入院・入所等を拒む等の取扱を行うことのないよう措置を講じること。

(2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等に対応することが可能な既存の制度及びサービス（公的・民間サービスを含む。）について病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。

## 建議事項 3

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証や死後事務等の高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。

この他にも以下のような建議があります。

「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」（2016年4月12日）

「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」（2015年8月28日）

「電子マネーに関する消費者問題についての建議」（2015年8月18日）

「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（2015年7月7日）

消費者委員会は発足以来、建議（20件） 提言（13件） 意見等（59件） 答申（消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第2号に基づくもの）（4件）を発出しています。

興味のある方はHPで詳しく読めますのでご覧ください。

また消費者団体よりの意見書は消費者委員全員にメールで送られてきます。必要があれば消費者委員会での議題となります。ひょうご消費者ネットの会員の皆様！気づいた消費者問題などについての情報やご意見を是非ひょうご消費者ネットのML等でご提案下さい。ひょうご消費者ネットの理事会や検討委員会で必要に応じて議論して、適格消費者団体の意見として意見書を消費者委員会へどんどん提出しましょう！

大森 節子



浜茄子（ハマナス）

### 五月の花



谷空木（タニウツキ）

## 県内シンポジウム事業のまとめ

平成28年度兵庫県助成事業

県内3地域でのシンポジウムが完了した。共通テーマは「STOP ザ泣き寝入り2」ーもうだまってへんで！声を出して、つながって、強い消費者へーである。概要は以下のとおりである。

- 第1回 日時 平成28年10月1日【土】 場所 相生市文化会館 扶桑電通なぎさホール  
基調講演 弁護士 葉袋真司
- 第2回 日時 平成28年11月5日【土】 場所 三田市ウッデイタウン市民センター  
基調講演 タンミッシェル先生
- 第3回 日時 平成28年12月3日【土】 場所 兵庫県民会館  
基調講演 弁護士 野々山宏

### まとめ

いずれの会場も結果的には、多数の参加者に恵まれ、熱気のある会場で、熱い講演が展開された。参加者アンケート結果も概ね高い満足度を示した。

### ープロセスが大事ー

しかし参加者確保には、地域消費者団体への参加呼びかけを始め、各県民局、各市消費者行政担当者への広報、参加協力の依頼などが必要であった。丁寧に消費者ネットとシンポジウムの趣旨を説明する過程で、知り合いが増え、参加につながる手応えを感じた。シンポジウムの結果はもちろんであるが、シンポにたどり着くまでのプロセスに、より大切なものがあると感じた。例えば相生シンポでは、兵庫県消費者団体連絡協議会(県消連)の中村会長や地元相生市の前田会長、西播磨県民局の種谷県民交流室長の参加も得た。地域のリーダーの参加により「適格消費者団体ひょうご消費者ネット」がどのような団体か、オーソライズされ認知度を高めることにも効果があった。

### ー効果見込める地域巡回シンポー

広い兵庫県内の各地域を意識して「きめ細かく巡る」ことで、新しい参加者が発掘できる効果が確実に見込める。これまで神戸市内ばかりでなく、洲本市、豊岡市、姫路市、相生市、三田市、で実施したが、今後丹波地域や南但馬、東播エリア等で計画的に実施していく必要がある。

### ー新しい層への働きかけー

一方、シンポへの参加者は中高年の女性層のウエイトが高く、若年層の参加は極めて少ない。成人年齢の引き下げ問題もあるが、大学、専門学校、高校とタイアップして、被害急増が予想される若い消費者への焦点を合わせたシンポの展開も急がれる。地域巡回の「アウトリーチ」シンポ、若年層への「ピンポイント」シンポを組み合わせることで兵庫消費者ネットの普及啓発活動のヴァリエーションを少しでも拡げていくことが課題である。

藤原正治

その当時 当団体は財政難で苦しんでいました。そこで、3年程前 運営資金の少しでも足しになればとある女性の理事から勧められてスタートした通信講座でした。

当初は、家庭用の複合機とノートパソコンで教材を作っていました。事務局は、県庁近くの母子会館2階にひっそりと在る2坪程度の小さな事務所です。家庭用複合機での速度の遅い印刷が始まると、その騒音で被害情報の電話の音が聞き取れない、ノートパソコンでCDをダビングしながら同時にMLの送受信等をする、何度もフリーズしてしまい、結局作業が全て停まるという泣きたくなるような状況でした。

ですが、これまでの受講者のアンケートの回答では、多くの嬉しいお言葉をいただいています。「講義がとても理解しやすかった。」「CDは繰り返し聴けて良かった!」「通勤の運転中にも聴けた。」や、「手作り感満載。」・・・いい意味? 少し悪い意味ですね。

教材のハード面での完成度は今一つかもしれませんが、中身の充実度は他に劣るものではありません。それは、ほぼボランティアにもかかわらず、わかりやすく丁寧な講義をしてくださる講師の先生方をはじめ、毎年大好評の過去問解説集の作成チームの皆様、その他様々な側面からサポートして下さる多くの方々の当団体を支えようとするお気持ちの結集だからです。お陰様で、今では徐々に機器もノウハウも整いつつあり、試行錯誤しながらもより良いものになってきたと自負しています。

事務局に問い合わせの電話がかかってきて、関西圏では馴染みのないお国訛りの混じる朴訥とした口調で、「こんな通信講座を受講したかったんです。」「遠くですが受講できますか、送ってもらえますか?」等と言われると、なぜかなつかしいような気持ちになり、ふわっと心が和みます。ご住所を伺うと、北海道や東北、沖縄や離島の町の名前を言われ、行ったことはないけれど、いつか見たTVドラマの舞台となった場所であったり、有名人の出身地であったり・・・それらのイメージが浮かび、一瞬、その地の風景に思いを馳せてみます。

そして、毎年、数名の方からお電話やお手紙が届き、合格のご報告と感謝のメッセージをいただきます。こんなささやかなつながりもとても嬉しく、有難く、温かい気持ちになります。どうか、今年も受講者の皆様が合格されますよう願います。

平成29年3月

事務局 田村直子

五月の花



黄素馨 (キンケイ)



## リレートーク

茂木 昌子

世間では、しばらく前から猫ブームが続いています。猫は、犬と違って散歩に連れていく必要がなく飼いやすい、仕草や表情が愛らしく見ているだけで癒されるなどが人気の理由でしょう。私も猫の魅力にはまってしまった一人で、現在2匹の猫たちと暮らしています。3歳になるノルウェージャンフォレストキャットの女の子（ココロン）ともうすぐ2歳のアメシヨの男の子（ロビン）です。

共働きの我が家では、猫は昼間お留守番です。そこで、お留守番中にココロンが寂しくないように、ロビンをお迎えしたのですが、長毛の猫と短毛の猫では性格もまるで異なり、相性はもう一つ。お団子のようになって一緒に眠る姿は一度も見られたことはありません。とはいえ、最初は、ココロンが威嚇するので同じ部屋にすらいられなかったふたりの距離も、時間の経過とともに近づいてはきているようです。今では、ごくたまにですが、並んでいるところを写真にとれるようになりました。彼らなりに、少しずつ折り合いをつけているのかもしれない。

2年9ヶ月前には、猫飼い初心者だった私も、最近ようやく猫との距離感がわかってきたような気がします。当初は、してほしくないことを猫に覚えさせようとやっきになりましたが、猫はマイペースで、自分のしたいようにしか絶対にしない生き物です。しつけはできませんが、猫の習性を利用して何かを条件反射で覚えてもらうことはできます。今では人間がお猫様のペースに合わせ、ご機嫌をとりながら暮らしているといってもいいでしょう。それでも疲れているときに、横によりそってゴロゴロと喉をならしてくれたら、それはもう至福のひとつです。そのひとつのために、今日も猫の下僕です。



特定非営利活動法人  
ひょうご消費者ネット